

八王子市運動施設における広告スペースの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子市都市公園条例及び八王子市都市公園条例施行規則に定めるもののほか、広告スペースの使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(使用料等)

第2条 広告スペースの場所、規格、区画数、仕様及び使用料は、別表第1のとおりとする。ただし、年度の途中から広告スペースを使用する場合は、月割りをもって使用料を算出する。

(使用承認基準等)

第3条 八王子市都市公園条例施行規則第5条の2第6項に定めるものの他、広告スペースに表示または掲出しようとするものが、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告スペースの使用を認めないものとする。

- (1) 第三者を誹謗中傷するもの又は排斥するもの
- (2) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (3) 第三者の財産権、著作権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (4) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (5) 社会問題についての主義、主張、その他意見表明に関するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で規定する風俗営業に関するもの
- (7) 貸金業に関するもの
- (8) その他広告スペースに表示又は掲出するものとして適当でないと八王子市運動施設広告選定委員会が認めるもの

(使用期間)

第4条 広告スペースの使用期間は、原則として1年（掲出、維持管理及び修繕並びに使用期間終了に伴う原状回復に係る期間を含む）とする。ただし、年度の途中から使用する場合は当該年度の3月31日までを期間とする。

- 2 既に承認を受け使用している広告スペースにおいて、翌年度、再度使用申請書が提出された場合は、承認を受け使用することができる。この場合、5年間を上限とする。

(募集)

第5条 広告スペース使用の募集は、市の広報紙又はウェブサイトを使用して公募により行うものとする。

(使用申請)

第6条 広告スペースの使用承認を受けようとする者は、八王子市都市公園条例施行規則第7条に定める申請書(様式第7号の3)に広告物の原稿の見本を添え、使用開始日の2か月前までに市長に提出するものとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

2 第4条第2項による更新を行う場合も、前項の規定を適用する。

(使用承認等)

第7条 市長は、前条による提出を受けたときは、八王子市都市公園条例施行規則第7条及び要綱第3条の規定に基づく事前審査を行い、使用開始日の1か月前までに使用の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告スペースの使用承認・不承認を決定したときは、その結果並びに表示又は掲出する内容及び条件等について、八王子市都市公園条例施行規則第7条第4項に定める承認書(様式第7号の4)及び運動施設広告スペース使用承認・不承認決定通知書(様式第1号)により使用者に通知するものとする。

3 広告スペースについては、先着順で使用する区画を決定する。ただし、同時に使用申請がなされたときは、公開のくじ引きにより先着の順位を決定する。

4 第3条の要件を備え、同時になされた広告スペースの使用申請が、募集した区画の数を超えたときは、前項のくじ引きにより先着の順位を決定し、募集の数を上限として決定する。

5 前項の規定により、上限を超えるため、広告スペースを使用できなかった者が、補欠候補として使用申請書の提出を希望するときは、補欠候補とする。

(事務)

第8条 運動施設における広告スペースの使用に係る事務は、生涯学習スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表第1に掲げる使用料を使用開始日までに納入通知書により、一括で納付しなければならない。

(権利の譲渡)

第10条 使用者は、広告スペースを使用する権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(内容の変更)

第11条 使用者は、掲出した広告物の内容を変更するときは、八王子市都市公園条例施行規則第7条第6項に定める申請書(様式第7号の5)に変更したい広告物の原稿の見本を添え市長に提出し、あらかじめ市長の承諾を受けなければならない。

2 市長は、広告スペースの使用内容の変更を承認したときは、その結果並びに表示又は掲出する内容及び条件等について、八王子市都市公園条例施行規則第7条第7項に定める承認書(様式第7号の6)により使用者に通知するものとする。

(使用の取下)

第12条 使用者は、自己の都合により広告スペースの使用を取下げようとするときは、運動施設広告スペース使用取下申出書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用の取り消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告スペースの使用を取り消すことができる。

- (1) 使用料を納期限までに納付しなかったとき
- (2) 前条に定める使用取下の申し出があったとき
- (3) 使用者の破産、倒産等により広告物を掲出する必要がなくなったとき
- (4) 広告スペースの使用期間中に、第3条第2項に該当するに至ったとき
- (5) その他市長が広告スペースの使用を認めるべきでないと判断したとき

2 前項の規定により市長が広告スペースの使用を取り消した場合において、広告物掲出者は、市に対して使用料の返還請求、損害賠償請求その他名目を問わず、一切の請求を行うことができない。

3 市長は、運動施設の管理運営上、やむを得ない理由があるときは、使用者に対して掲出中の広告物を撤去させることができる。この場合においては、広告物掲出者と協議の上、使用料の一部を返還することができる。

4 災害等による使用の中止においても前項の規定に準じるものとする。

(使用者への報告)

第14条 市長は、広告物の汚損、き損、若しくは滅失を発見したとき又は広告物に事故が生じたときは、速やかに、使用者に報告するものとする。

(費用負担)

第15条 広告物の表示又は掲出、維持管理及び修繕並びに使用期間終了に伴う原状回復に係る費用については、使用者が負担するものとする。

2 市長は、使用者が前項の規定による撤去をしないときは、自らこれを撤去し、原状に回復することができる。この場合において、撤去に要する費用は、使用者の負担とする。

(広告物に係る責任)

第16条 掲出した広告物の内容に関する一切の責任は、広告物掲出者が負うものとする。

2 広告物の掲出作業又は撤去作業に伴い発生した運動施設の汚損及びき損による損害については、使用者が自らの責任においてその損害を賠償しなければならない。

3 市は、その責めに帰するものを除き、広告物の汚損、き損、滅失等について、これらの責任を負わない。

4 運動施設の工事その他の施設管理上やむを得ない事情によって、掲出した広告物が一時的に不明瞭な状態又は可視できない状態となることがあっても、市は、使用料の返還その他の責任を負わない。

(使用料の還付)

第17条 既納の使用料は還付しない。ただし、第16条第3項の規定による撤去をしたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により返還する使用料は、月割をもって計算するものとする。この場合において、その金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月28日から施行する。

別表第1（第2条関係）

公園名	施設名	場所及び規格（縦×横）	募集区 画数	1区画あたりの 使用料（年額）
富士森 公園	陸上競技場	場内フェンス（0.6m×6m）	5区画	25,000円
	野球場	外野フェンス（1m×10m）	14区画	100,000円
		ファウルゾーンフェンス（1m ×10m）	5区画	70,000円
上柚木 公園	陸上競技場	場内フェンス（1m×8m）	10区画	80,000円
	野球場	外野フェンス（0.8m×10m）	12区画	56,000円
		ファウルゾーンフェンス（0.8 m×10m）	2区画	56,000円
仕様	<p>1 材質：シート状のもので、剥離することができるものとし、太陽光及び照明灯を反射しないものとする。 （施設によりシート状の広告が不適当な場合はステンレス等金属製のプレートのもので、着脱できるものとする。）</p> <p>2 加工：直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施したものとする。</p> <p>3 色調：野球場については、緑を基調とした下地または透明の下地に、白または薄黄色を基調とした文字色とする。 陸上競技場については、制限を設けないが、あらかじめ市の承認を得なければならないこととする。</p>			

備考

上記の仕様によりがたい場合は、使用者と別途協議する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

様

八王子市長

印

広告スペース使用 承認・不承認 決定通知書

平成 年 月 日付けで申し込みのありました広告スペースの使用につきましては下記のとおりです。

記

掲載承認の可否	<input type="checkbox"/> 掲載を承認する。 1. 掲載期間 年 月 ~ 年 月
	<input type="checkbox"/> 掲載を不承認とする。 1. 不承認とした広告 2. 不承認とした理由
備考	